教政第１３１０号

令和２年２月２８日

各県立学校長　様

教　育　長

新型コロナウイルス感染症対策のための中学校、高等学校及び

特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

　このたび、令和２年２月２８日付け元文科初第１５８５号で「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」において、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の設置者においては、本年３月２日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条（同法第３２条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うよう、要請がありました。

　これを受け、熊本県教育委員会としては、別添「県立学校の臨時休業（休校）に係る当面の方針について」を決定しました。

　つきましては、県立学校においては、本方針を踏まえるとともに、下記の点に留意のうえ、適切に対応するよう通知します。

なお、臨時休業中の教職員の服務については、「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務等について」（令和２年（２０２０年）２月２６日付け教人第１５４３号）により適切に対応されますよう、併せてお願いします

　また、今後、状況に変化がありましたら、その都度、別途通知することとします。

記

１　臨時休業とする期間

　　当分の間、令和２年３月２日（月）～３月１５日（日）まで

　　※今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討します。

２　臨時休業に伴う配慮として次の点に留意してください。

（感染症対策及び健康管理）

　　臨時休業前に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休校である

ことを児童生徒及び保護者に説明し、以下の点に留意して予防に努める。

　　・人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごす。

　　・自宅においても、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部

屋の換気等）をしっかり行う。

　　・規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。

　（臨時休業中の学習指導について）

・これまでに指導した学習内容の定着を図るための家庭学習の指示等、臨時

休業期間中の生徒の学習への配慮、必要な指導等を行うこと。

・進路及び進級のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を

行うなど配慮すること。

　　・留学や旅行等については、新型コロナウイルスの感染症に関する情報を踏ま

えたうえで、自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知すること

　（部活動について）

　　・臨時休業中の部活動については、活動を休止する（練習試合、対外試合、演

奏会、校外活動等を含む）。

　（障がいのある幼児児童生徒について）

　　・障がいがあり、自宅等で１人で過ごすことができない幼児児童生徒におい

て、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合に

ついては、幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることがないよう、必要な対

策を取ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこ

と。

【問い合わせ先】

　○感染症対策健康管理に関すること

　　教育指導局体育保健課　平江、渡辺

　　０９６－３３３－２７１２

　○部活動に関すること

　　教育総務局文化課　伊藤、津田

　　０９６－３３３－２７０５

　　教育指導局体育保健課　平江、鳴瀬

　　０９６－３３３－２７１１

　○県立中高等学校の臨時休業中の学習指導に関すること

　　教育指導局高校教育課　前田、坂本

　　０９６－３３３－２６８５

　○特別支援教育に関すること

　　教育指導局特別支援教育課　宮本、田崎

　　０９６－３３３－２６８３